

セクシュアル・ハラスメント 防止のために



「セクハラ」って何？

【sexual harassment (セクシュアル・ハラスメント)】

相手に**不快感や脅威**を感じさせる**性的な言動**

「不快」であるか否かは、受け手の主観に委ねられているので、自分ではセクシュアル・ハラスメントに該当しないと思う言動であっても、受け手が不快感や脅威を感じればセクシュアル・ハラスメントになります。

「性的」な言動には、視線を浴びせる行為、性的な発言、身体への不必要な接触、性的な暴行などがあり、その態様は様々です。また、性的な欲求や関心に基づく言動だけでなく、性別により役割を分担すべきとする意識に基づく言動も含まれます。

こんなことがセクシュアル・ハラスメントです

言葉によるセクハラ

この事例のように、勉強や仕事に対する意欲を著しく低下させるようなセクシュアル・ハラスメントは、「環境型セクシュアル・ハラスメント」とも言われます。



例

講義の最中、担当の教官はいつも卑猥な冗談を言うが、女子学生の一人が笑わないと「あなたは冗談の通じない人」と言われる。彼女は不快に感じているため抗議をしたいが、自分の成績評価が落ちることをおそれて我慢している。

行動によるセクハラ

この事例のように、立場が上の者がその権限や地位を利用して行うセクシュアル・ハラスメントは、「対価型セクシュアル・ハラスメント」とも言われます。

〇〇さん、
夕食付き合っ
てくれないか

あなたの
将来について
話があるんだ

えー…

例

ある男性の上司は女性部下をデートに誘った。彼女が誘いを断ると「あなたは昇進したくないのですか」という言葉が返ってきて、困惑している。

あなたは
大丈夫？

- 男性から女性に限らず、女性から男性、同性間の性的な言動もセクシュアル・ハラスメントになります。
- アフター5の酒の席でお酌を強要したり、サークルのコンパでカラオケのデュエットを強要したりなど、キャンパス外でのプライベートな時間帯における性的言動もセクシュアル・ハラスメントになります。

セクシュアル・ハラスメントを防ぐために心がけることは？

- セクシュアル・ハラスメントは人権問題です。一步間違えれば犯罪につながる恐れもあり、決して許されるものではありません。
- 教職員・学生は、セクシュアル・ハラスメントによる人権侵害を防止するために、次の二点を心がける必要があります。
- 第一に、一人ひとりがセクシュアル・ハラスメントの加害者にならないように注意することです。そのためには、セクシュアル・ハラスメントになり得る言動を、マニュアル的に理解するのではなく、お互いの人格を尊重し合い、相手の嫌がること、不快に感じることをしないように心がけることが大切です。
- 第二に、もし不幸にもセクシュアル・ハラスメントの被害者になってしまった場合、声をあげることが大切です。意思表示をしないことは、人権侵害を助長することにつながるからです。加害者がたとえ目上の人や上級生であっても、勇気を持って、言葉と態度ではっきりと「ノー」というメッセージを伝えるように心がけましょう。また、もしあなたの周囲でセクシュアル・ハラスメントにあっている人がいたら、助けてあげましょう。あなたや周囲の人が不快に感じた性的言動について、「いつ・どこで・誰から・どのようなことをされたか」などの記録を取っておくことも肝心です。



もし、『ノー』と言えなかったら？

POINT

すぐに相談しましょう 相談員が親身になって相談にのります



- セクシュアル・ハラスメントにあい、加害者に対してあなたが「ノー」と言えなくても、自分を責める必要はありません。そして、一人で悩まずに、信頼できる誰かに相談するか、大学のセクシュアル・ハラスメント相談員に相談してください。セクシュアル・ハラスメント相談員への連絡の仕方については、別表を参照してください。
- セクシュアル・ハラスメント相談員は、あなたのプライバシーを堅く守りますので、安心して相談してください。

『金大大学セクシュアル・ハラスメントアンケートから』2001年12月発行より



「サークルの飲み会で、同学年の女性が先輩に身体を触られたというのを聞き、先輩に直接注意し、以降席決めに気をつけた」(女子学生)



「相手の人との接触を避けるため、研究室への出入りをやめた。その結果、将来に直結し、最も興味のある分野の勉学・研究を行うチャンスを失ってしまった。」(女子学生)



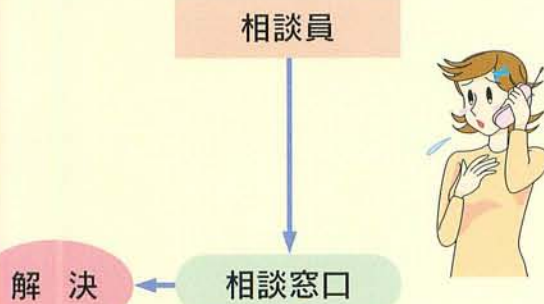
「たった一回、セク・ハラを受けました。本人はもう忘れていると思うが、受けた側にとっては一生忘れられない嫌な思い出となってしまった。今も時々思い出すが、今さらと思って目をつぶっている。」(女性教職員)



「相談窓口と調査機関を充実させ、セク・ハラ行為があれば告発されることを常識化させる。」(女性教職員)

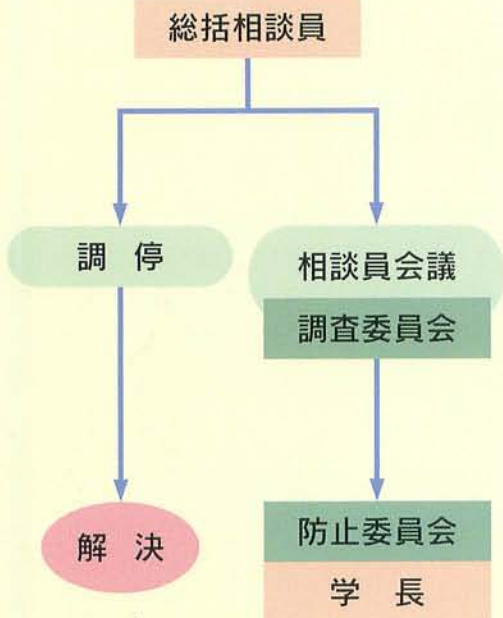
苦情相談への対応フロー

- ・ 金沢大学では、セクシャル・ハラスメントの苦情相談があった場合、次のフローに示すような流れで問題解決を目指します。
- ・ 問題解決までのいかなる段階においても、被害者や関係者のプライバシーや苦情相談の内容などに関する秘密は厳守されます。
- ・ 被害者や関係者に不利益が及ばないように、万全の措置が講じられます。
- ・ 被害者のメンタルケアは、必要に応じて行われます。



相談窓口に当たる相談員が、相談者(学生・職員・関係者)からの苦情相談を受け付けます。相談員については、別表を参照してください。相談者は、自分の所属する部局にかかわらず、この表にリストされているどの相談員に連絡してもかまいません。

相談員が総括相談員に報告します。



総括相談員は、相談員からの報告に基づいて、苦情相談への対処法を検討します。その結果、例えば、適切な相談員の仲介のもとで、当事者間の話し合い(調停)による解決を目指すことがあります。また、相談員会議で対処法をさらに検討する場合があります。

相談者の意向をふまえ、相談員会議で調査委員会が設置され、事実関係の調査が行われます。調査の結果は、防止委員会に報告されます。



学長は、防止委員会との協議のうえ、被害者のための環境回復・不利益改善のための措置や、加害者の処分を決定します。

解決